

新 食品営業許可・届出制度について

食品衛生法の改正により、営業許可制度が見直されました。
「令和3年6月1日」から、新たに手続きが必要になる場合があります！

① 改正前の食品衛生法に基づく許可(食品営業許可証)をお持ちの方

以下のフローに従い手続きをご確認ください。

改正前の食品衛生法に基づく許可業種

- 飲食店営業(一部の自動販売機)
- 喫茶店営業(自動販売機以外)
- 喫茶店営業(一部の自動販売機)
- あん類製造業
- みそ製造業
- しょうゆ製造業
- 魚肉練り製品製造業
- 食品の冷凍又は冷蔵業(冷凍食品)
- ソース類製造業(密封包装、低酸性食品)
- 乳酸菌飲料製造業
- マーガリン又はショートニング製造業
- 缶詰又は瓶詰食品製造業

An illustration showing a chef in a red vest and white hat holding a small cup, and two other people in white uniforms and hats. One is holding a wooden spoon, and the other is holding a small red container. In the background, there are several blue and white containers, likely for food products.

- 飲食店営業(自動販売機以外)
- 菓子製造業
- アイスクリーム類製造業
- 乳処理業
- 特別牛乳搾取処理業
- 乳製品製造業
- 集乳業
- 食肉処理業
- 食肉販売業(包装品以外)
- 魚介類販売業(包装品以外)
- 食肉製品製造業
- 魚介類競り売り営業
- 食品の放射線照射業
- 清涼飲料水製造業
- 氷雪製造業
- 食用油脂製造業
- 酒類製造業
- 豆腐製造業
- 納豆製造業
- 麺類製造業
- そうざい製造業
- 添加物製造業

An illustration of two red fish, possibly salmon, lying on a green surface.

An illustration of a chef wearing a white hat and a dark apron, holding a small bowl and a spoon.

An illustration of a person wearing a white uniform and a white cap, holding a small blue container.

- 乳類販売業
- 氷雪販売業
- 食肉販売業(包装品)
- 魚介類販売業(包装品)
- 食品の冷凍又は冷蔵業(倉庫業)
- ソース類製造業(密封包装・低酸性食品以外)
- 缶詰又は瓶詰食品製造業(冷蔵品、はちみつ、酢)
- 喫茶店営業(高度な機能を有するコップ式自動販売機、屋内)

An illustration showing several bottles and containers: a green bottle with a label, an orange bottle with a label, and two white bottles with labels.

An illustration of a blue and white bag with the word "ICE" written on it.

An illustration of a package of salmon, showing the fish inside.

An illustration of a package of food, showing a red and white striped pattern.

必要な手続き	新たな許可業種に変更となります	許可業種の変更はありません	届出業種に変更となります
	喫茶店営業→飲食店営業等 現在所有している許可の有効期限までに、新規許可を受けてください。 許可の有効期限までは、そのまま営業可能です。 ※新規許可申請の際には、施設の検査を行います。 ※改正食品衛生法の施設基準を満たす必要がありますので、早めの確認、準備をお願いします。	ただし、現在所有している許可の有効期限までに、新規許可を受けてください。 一部、取扱いできる品目が異なります。	営業届を提出してください。 届出に有効期限はありませんので、施設に関する事項を変更した際や、廃業した際は、届出してください。



② 改正前の許可業種に該当しない(①以外の)食品を取り扱っている方で、改正食品衛生法に基づく、新たな許可又は届出が必要となる方

新許可業種
漬物製造業 液卵製造業 食品の小分け業 水産製品製造業 等(詳細は裏面「新許可業種一覧」参照)
改正前から裏面「新許可業種一覧」に該当する営業を行っている方は、令和3年6月1日から令和6年5月31日までに営業許可を取得してください。(許可取得まで3年の猶予期間があります。)

届出業種
野菜又は果物の販売業 等 (詳細は裏面「届出業種一覧」参照)
裏面「届出業種一覧」に該当する営業を行っている方は、営業の届出を行ってください。
集団給食施設の方は、調理を委託している場合、許可の対象となります。これ以外の方は届出の対象です。

③ 千葉市魚介類等行商販売営業の規制に関する条例に基づく行商鑑札をお持ちの方

千葉市魚介類等行商販売営業の規制に関する条例は、令和3年6月1日に廃止されました。
現在、「行商鑑札」をお持ちの方は、改正食品衛生法に基づく営業の届出を行ってください。



④ 令和3年6月1日以降に新たに営業を始める方

新許可業種
飲食店営業 漬物製造業 等(詳細は裏面「新許可業種一覧」参照)
新たに、裏面の「新許可業種一覧」に該当する営業を始める方は、営業開始前に営業許可を受けてください。

届出業種
野菜又は果物の販売業 等 (詳細は裏面「届出業種一覧」参照)
新たに裏面の「届出業種一覧」に該当する営業を始める方や集団給食施設の方は、営業開始前に営業の届出を行ってください。

■ 手続きの流れ

営業許可	
事前相談	申請から許可証交付まで約2週間、余裕をもって相談してください。
申請	「営業許可申請書」を提出します。申請手数料が必要です。
施設検査	保健所職員が施設を訪問して、施設基準を満たしているか確認します。
許可証交付	
営業開始	⚠ 注意 点 ■ 新たな許可にも有効期限があるので、期限後も営業する場合は、継続申請し、期限満了までに許可を受けてください。 ■ 申請事項を変更した際や廃業した際は、届出してください。

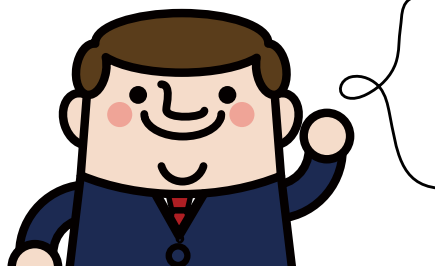
届 出	
届 出	営業を始める前に「営業届」を提出します。手数料は不要です。 施設基準はありません。 届出済証等の交付はありません。
営業開始	❗ ポイント ■ 届出に有効期限はありません。 ■ 届出事項を変更した際や廃業した際は、届出してください。

申請・届出場所 千葉市保健所 食品安全課(千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階)

申請・届出方法の詳細については、ホームページをご確認頂くか、直接ご相談ください。

営業許可等の申請・届出は「食品衛生申請等システム(厚生労働省)」を用いて、オンラインで申請書を提出できるようになりました。

▶「食品衛生申請等システム」<http://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp> →



許可や届出対象となる全ての施設において、
食品衛生責任者の設置
HACCPに沿った衛生管理が必要となります。

改正食品衛生法に基づく、新たな許可業種、届出業種一覧

新許可業種一覧

- | | |
|--|----------------|
| 1 飲食店営業 | 17 冰雪製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 18 液卵製造業 |
| 3 食肉販売業 | 19 食用油脂製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 21 酒類製造業 |
| 6 集乳業 | 22 豆腐製造業 |
| 7 乳処理業 | 23 納豆製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 24 麺類製造業 |
| 9 食肉処理業 | 25 そうざい製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 11 菓子製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 12 アイスcream類製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 13 乳製品製造業 | 29 漬物製造業 |
| 14 清涼飲料水製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 15 食肉製品製造業 | 31 食品の小分け業 |
| 16 水産製品製造業 | 32 添加物製造業 |

営業許可業種の見直しの要点

原則、1施設1許可となるように、1つの許可業種で取扱い可能な食品の範囲を拡大

例1 菓子製造業の許可取得施設が、調理パンを製造する場合

改正前	改正後
菓子製造業と飲食店営業	菓子製造業 (飲食店営業の許可は不要)

例2 清涼飲料水製造業の許可取得施設が、生乳を使用しない乳飲料を製造する場合

改正前	改正後
清涼飲料水製造業と乳製品製造業	清涼飲料水製造業 (乳製品製造業の許可は不要)

[注意] 取扱可能食品の範囲が拡大されるのは、令和3年6月1日(を含む)以降に、改正食品衛生法に基づく許可を取得した場合に限ります。同一名称であっても改正前の許可では、取扱可能食品の範囲は拡大されませんのでご注意ください。

届出業種一覧

旧許可業種であった営業

- 1 魚介類販売業
(包装済みの魚介類のみの販売)
- 2 食肉販売業
(包装済みの食肉のみの販売)
- 3 冰雪販売業
- 4 乳類販売業
- 5 コップ式自動販売機
(自動洗浄・屋内設置)
= 旧許可業種では喫茶店営業

販売業

- 6 弁当販売業
- 7 野菜果物販売業
- 8 米穀類販売業
- 9 通信販売・訪問販売による販売業
- 10 コンビニエンスストア
- 11 百貨店、総合スーパー
- 12 自動販売機による販売業
(自動洗浄・屋内設置、ただし5コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)
- 13 その他の食料・飲料販売業

製造・加工業

- 14 添加物製造・加工業
(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)
 - 15 いわゆる健康食品の製造・加工業
 - 16 コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)
 - 17 農産保存食料品製造・加工業
 - 18 調味料製造・加工業
 - 19 糖類製造・加工業
 - 20 精穀・製粉業
 - 21 製茶業
 - 22 海藻製造・加工業
 - 23 卵選別包装業
 - 24 その他の食料品製造・加工業
- ### 上記以外のもの
- 25 行商
 - 26 集団給食施設
 - 27 器具、容器包装の製造・加工業
(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る)
 - 28 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
 - 29 その他(冷凍・冷蔵倉庫業など)

届出不要業種(公衆衛生に与える影響の少ない営業)

- | | |
|--|----------------------------|
| 1 食品又は添加物の輸入業 | 4 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業 |
| 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く) | 5 器具容器包装の輸入又は販売業 |
| 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他の品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業 | 6 その他 |
| | ・給食施設のうち、1回の提供数が20食程度未満の施設 |
| | ・農家・漁家が行う採取業の一部と見なせる行為など |



千葉市保健所 食品安全課

(千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階)

電話:043-238-9934 FAX:043-238-9936

E-mail:shokuhin.PHO@city.chiba.lg.jp 食品安全課トップページ→

